

令和5年度
矢巾町水防計画
(新旧対照表)



令和6年2月16日
矢巾町防災会議

目 次

本文

第6章 気象等予報・警報の情報収集

第1節 気象情報	1
----------	---

第2節 雨量・河川水位	1
-------------	---

第12章 協力及び応援

第4節 自衛隊の災害派遣	1
--------------	---

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止

のための措置

第1節 洪水等対応	2
-----------	---

別表

別表4 重要水防箇所一覧表	41
---------------	----

別表5 気象予報・警報	42
-------------	----

1 気象等予報・警報の種類	42
---------------	----

別表7 北上川上流（雫石川・中津川を含む。）洪水予報及び水防警報の種類と発表基準	52
--	----

1 洪水予報及び水防警報の情報の種類、発表基準	52
-------------------------	----

別表8 北上川上流（雫石川・中津川を含む。）洪水予報の伝達系統図	53
----------------------------------	----

別表8－2 北上川上流水防警報の伝達系統図	54
-----------------------	----

別表9－2 岩崎川における水防警報及び水位到達情報の伝達系統図	56
---------------------------------	----

別表11－4 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧表	61
------------------------------	----

矢巾町水防計画・新旧対照表

別表 1 2－2 雨量、水位の公表要領 64

別表 1 3 雨量、水位観測所の連絡系統図 66

頁	現 計 画	修 正 案
5	第1章 総則 〔略〕	第1章 総則 〔略〕
12	第2章 水防組織 〔略〕	第2章 水防組織 〔略〕
13	第3章 重要水防箇所 〔略〕	第3章 重要水防箇所 〔略〕
14	第4章 予報及び警報 〔略〕	第4章 予報及び警報 〔略〕
16	第5章 雨量・水位等の観測及び通報 〔略〕	第5章 雨量・水位等の観測及び通報 〔略〕
17	第6章 気象等予報・警報の情報収集 第1節 気象情報 気象庁 (1) 防災情報 〔略〕 (2) 天気 https://www.jma.go.jp/bosai/#area_type=class20s&area_code=0332200&pattern=forecast	第6章 気象等予報・警報の情報収集 第1節 気象情報 気象庁 (1) 防災情報 〔略〕 (2) 天気 https://www.jma.go.jp/bosai/forecast/#area_type=class20s&area_code=0332200
18	第2節 雨量・河川水位 1 国土交通省 ・ 川の防災情報 【PC版】 https://www.river.go.jp/ 【スマートフォン版】 http://river.go.jp/portal/#80 【携帯版】 https://i.river.go.jp/	第2節 雨量・河川水位 1 国土交通省 ・ 川の防災情報 【PC・スマートフォン版】 https://www.river.go.jp/ 〔削除〕 〔削除〕
19	第7章 ダムの操作 〔略〕	第7章 ダムの操作 〔略〕
20	第8章 通信連絡 〔略〕	第8章 通信連絡 〔略〕
21	第9章 水防施設及び輸送 〔略〕	第9章 水防施設及び輸送 〔略〕
22	第10章 水防活動 〔略〕	第10章 水防活動 〔略〕
26	第11章 水防信号、水防標識等 〔略〕	第11章 水防信号、水防標識等 〔略〕
27	第12章 協力及び応援 第1節 河川管理者の協力 〔略〕 第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協力 〔略〕	第12章 協力及び応援 第1節 河川管理者の協力 〔略〕 第2節 水防管理団体相互の応援及び相互協力 〔略〕
28	第3節 警察官の援助の要求 〔略〕 第4節 自衛隊の災害派遣 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、矢巾町地域防災計画第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、岩手県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。 この場合において、水防管理者は、その旨及び町	第3節 警察官の援助の要求 〔略〕 第4節 自衛隊の災害派遣 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、矢巾町地域防災計画第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、岩手県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。 この場合において、水防管理者は、その旨及

	の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 派遣部隊が展開できる場所 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項 また、水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。 ただし、この通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。	ひ町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 派遣部隊が展開できる場所 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項 また、水防管理者は、連絡が取れない等岩手県知事に災害派遣要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができるものとする。 ただし、この通知をしたときは速やかに、その旨を岩手県知事に報告しなければならない。 <u>自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する活動等は、矢巾町地域防災計画によるものとする。</u> <u>〔矢巾町地域防災計画第3章第11節「自衛隊災害派遣要請計画」参照〕</u>
	第5節 企業への協力要請 〔略〕	第5節 企業への協力要請 〔略〕
29	第13章 費用負担と公用負担 〔略〕	第13章 費用負担と公用負担 〔略〕
30	第14章 水防報告等 〔略〕	第14章 水防報告等 〔略〕
31	第15章 水防訓練 〔略〕	第15章 水防訓練 〔略〕
32	〔新規〕	<u>第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</u> <u>第1節 洪水等対応</u> <u>1 浸水想定区域の指定</u> <u>町は、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u> <u>2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</u> <u>矢巾町防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、矢巾町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定</u>

33		<u>区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u> (1) <u>洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法</u> (2) <u>避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u> (3) <u>浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</u> ア <u>地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。</u> イ <u>要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。</u> ウ <u>大規模な工場その他の施設(ア又はイに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。(所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。)</u> 3 洪水ハザードマップ <u>町長は、矢巾町地域防災計画において定められた上記第2項第1号から第3号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。</u> 4 予想される水災の危険の周知等 <u>町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスクとして把握するよう努めるととも</u>
----	--	--

に、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により、矢巾町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を町長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、矢巾町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により、矢巾町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、矢巾町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7 タイムラインについて

町は、水位周知河川において、防災関係機関が災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、事前に何を行わなければならないかについて検討した防災行動をまとめたタイムラインを作成するものとする。

修正理由	○ 岩手県水防計画との整合に伴う修正 ○ 気象情報の収集に係るURL変更に伴う修正 ○ 所要の修正	

別表

頁	現 計 画	修 正 案																								
37	別表 1 矢巾町水防団編成 〔略〕	別表 1 矢巾町水防団編成																								
38	別表 2 水防団水防担当区域 〔略〕	別表 2 水防団水防担当区域 〔略〕																								
40	別表 3 執務時間外において水防上必要な通報を受けた場合の連絡 〔略〕	別表 3 執務時間外において水防上必要な通報を受けた場合の連絡 〔略〕																								
41	別表 4 重要水防箇所一覧表 別紙のとおり修正	別表 4 重要水防箇所一覧表 別紙のとおり修正																								
42	別表 5 気象予報・警報 1 気象等予報・警報の種類 (1) 気象、地震、火山に関する情報 ・気象に関する情報	別表 5 気象予報・警報 1 気象等予報・警報の種類 (1) 気象、地震、火山に関する情報 ・気象に関する情報																								
	<table><tr><th>種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>気象情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>顕著な大雨に関する気象情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報（備考 1）</td><td>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細</td></tr></table>	種類	内容	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕	気象情報	〔略〕	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	土砂災害警戒情報（備考 1）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細	<table><tr><th>種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>早期注意情報（警報級の可能性）</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>気象情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>顕著な大雨に関する気象情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>記録的短時間大雨情報</td><td>大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</td></tr><tr><td>土砂災害警戒情報（備考 1）</td><td>大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な</td></tr></table>	種類	内容	早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕	気象情報	〔略〕	顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	土砂災害警戒情報（備考 1）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な
種類	内容																									
早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕																									
気象情報	〔略〕																									
顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕																									
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。																									
土砂災害警戒情報（備考 1）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細																									
種類	内容																									
早期注意情報（警報級の可能性）	〔略〕																									
気象情報	〔略〕																									
顕著な大雨に関する気象情報	〔略〕																									
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中の町内において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、県気象情報の一種として発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。																									
土砂災害警戒情報（備考 1）	大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、県と盛岡地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な																									

43		な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>		領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。 <u>危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u>
	竜巻注意情報	〔略〕	竜巻注意情報	〔略〕
	備考1 〔略〕 ・地震に関する情報		備考1 〔略〕 ・地震に関する情報	
	種類	発表基準	種類	発表基準
	震度速報	〔略〕	震度速報	〔略〕
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	震源・震度に関する情報	・震度1以上・大津波警報・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時
		地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。		地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕
	推計震度分布図	〔略〕	推計震度分布図	〔略〕
	遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生す	遠地地震に関する情報	国外で発表した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生す
		地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外へ		地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への

45		る可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	の津波の影響に関しても記述して発表。		る可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	津波の影響に関しても記述して発表。 ※ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載)。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)。
	その他の情報	〔略〕	〔略〕	その他の情報	〔略〕	〔略〕
	・火山に関する情報 〔略〕			・火山に関する情報 〔略〕		
	(2) 警報の種類			(2) 警報の種類		
	種類	矢巾町の基準	想定される被害	種類	矢巾町の基準	想定される被害
	大雨警報	〔略〕	〔略〕	大雨警報	〔略〕	〔略〕
	洪水警報	矢巾町で次の基準に到達することが予想される場合 ○ 流域雨量指数基準(注1、注3) 大白沢川流域＝6.2 太田川流域＝9.1 岩崎川流域＝6.1 芋沢川流域＝3.7 向田川流域＝3.4 ○ 複合基準(注2、注3)〔略〕 ○ 指定河川洪水予報による基準〔略〕	〔略〕	洪水警報	矢巾町で次の基準に到達することが予想される場合 ○ 流域雨量指数基準(注1、注3) 大白沢川流域＝6.1 太田川流域＝9.1 岩崎川流域＝6.1 芋沢川流域＝3.8 向田川流域＝3.6 ○ 複合基準(注2、注3)〔略〕 ○ 指定河川洪水予報による基準〔略〕	〔略〕
	地面現象警報(備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合		土砂崩れ警報(備考1)	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合	

46	浸水警報 (備考1)	[略]	備考1 地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。 2 [略] 3 キキクル(警報の危険度分布)等の種類と概要は次のとおりである。
	種類	概要	
47	土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	[略]	備考1 土砂崩れ警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行い、この警報の標題は用いない。 2 [略] 3 キキクル(警報の危険度分布)等の種類と概要は次のとおりである。
	浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生 の危険度の高まりの予測を、地図 上で1km 四方の領域ごとに5段 階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数 の予測を用いて常時10分毎に更 新しており、大雨警報(浸水害) 等が発表されたときに、危険が高 まっている場所を面的に確認す ることができる。 ○ 「災害切迫」(黒): 命の危険、 直ちに安全確保が必要とされ る警戒レベル5に相当 ○ 「危険」(紫): 危険な場所か らの避難が必要とされる警戒 レベル4に相当 ○ 「警戒」(赤): 高齢者等は危 険な場所からの避難が必要と される警戒レベル3に相当 ○ 「注意」(黄): ハザードマッ プによる災害リスクの再確認 等、避難に備え自らの避難行動 の確認が必要とされる警戒レ ベル2に相当	
	洪水キキクル (洪水警報の 危険度分布)	[略]	
	流域雨量指数 の予測値	[略]	
(3) 注意報の種類			(3) 注意報の種類
	種類	矢巾町の基準	想定される被害
	大雨注意 報	[略]	[略]
	洪水注意 報	矢巾町で次の基準 に到達することが 予想される場合	[略]

48		○ 流域雨量指数基準 大白沢川流域＝<u>4.9</u> 太田川流域＝7.2 岩崎川流域＝4.9 芋沢川流域＝<u>2.9</u> 向田川流域＝<u>2.7</u> ○ 複合基準 大白沢川流域＝ (6, 4.9) 芋沢川流域＝ (6, 2.3) [新規] 向田川流域＝ (6, 2.2) 北上川流域＝ (5, <u>56.7</u>) ○ 指定河川洪水予報による基準 [略]			
	地面現象注意報備考3	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が発生するおそれがあると予想される場合		土砂崩れ注意報備考3	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより災害が発生するおそれがあると予想される場合
	浸水注意報備考3	[略]		浸水注意報備考3	[略]
	備考3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 4 [略]			備考3 土砂崩れ注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に含めて行い、この注意報の標題は用いない。 4 [略]	
	(4) 特別警報 ア 特別警報の発表基準			(4) 特別警報 ア 特別警報の発表基準	
	種類	内容		種類	内容
	暴風特別警報	[略]		暴風特別警報	[略]
	暴風雪特別警報	[略]		暴風雪特別警報	[略]
	大雨特別警報	[略]		大雨特別警報	[略]
	大雪特別警報	[略]		大雪特別警報	[略]
	地面現象特別警報 (備考1)	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		土砂崩れ特別警報 (備考1)	大雨、大雪等による崖崩れ、土石流等の土砂崩れにより重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。 ○ 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	備考1 地面現象特別警報は、気象特別警報に含			備考1 土砂崩れ特別警報は、気象特別警報に含	

	めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表するため、この特別警報の標題は用いない。 2 〔略〕 イ 特別警報の指標 【雨を要因とする特別警報の指標】 ○ 大雨特別警報（浸水害）の場合 <u>以下の①又は②にいずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される地域の中で、危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨警報を発表します。</u> ① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm※2以上となった格子のみをカウント対象とする。） ※1 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中に溜まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土石災害発生の危険性が高い。 ※2 3時間降水量 150mm：1時間 50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。	めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表するため、この特別警報の標題は用いない。 2 〔略〕 イ 特別警報の指標 【雨を要因とする特別警報の指標】 ○ 大雨特別警報（浸水害）の場合 <u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数※1及び流域雨量指数※2の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表します。</u> ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。 ※1 表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもので、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。 ※2 土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもので、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標です。												
50	○ 大雨特別警報（土砂災害）の場合 〔略〕 【台風等を要因とする特別警報の指標】 〔略〕 【雪を要因とする特別警報の指標】 〔略〕 (5) 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報 〔略〕 2 気象警報と採るべき行動 〔略〕	○ 大雨特別警報（土砂災害）の場合 〔略〕 【台風等を要因とする特別警報の指標】 〔略〕 【雪を要因とする特別警報の指標】 〔略〕 (5) 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報 〔略〕 2 気象警報と採るべき行動 〔略〕												
51	別表6 水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図 〔略〕	別表6 水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図 〔略〕												
52	別表7 北上川上流（雫石川・中津川を含む）洪水予報及び水防警報の種類と発表基準 1 洪水予報及び水防警報の情報の種類、発表基準 <table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>氾濫注意情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>〔略〕</td></tr></table>	種類	発表基準	氾濫注意情報	〔略〕	氾濫警戒情報	〔略〕	別表7 北上川上流（雫石川・中津川を含む）洪水予報及び水防警報の種類と発表基準 1 洪水予報及び水防警報の情報の種類、発表基準 <table><tr><td>種類</td><td>発表基準</td></tr><tr><td>氾濫注意情報</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報</td><td>〔略〕</td></tr></table>	種類	発表基準	氾濫注意情報	〔略〕	氾濫警戒情報	〔略〕
種類	発表基準													
氾濫注意情報	〔略〕													
氾濫警戒情報	〔略〕													
種類	発表基準													
氾濫注意情報	〔略〕													
氾濫警戒情報	〔略〕													

	<table><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td>〔略〕</td></tr></table>	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報	〔略〕	<table><tr><td>氾濫危険情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、<u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u>いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td>〔略〕</td></tr></table>	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫発生情報	〔略〕
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。									
氾濫発生情報	〔略〕									
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。</u> いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。									
氾濫発生情報	〔略〕									
53	別表8 北上川上流（雫石川・中津川を含む）洪水予報の伝達系統図 <pre>graph TD A[岩手県河川国道事務所 調査第一課] -- 共同発表 --> B[盛岡地方気象台] A --- C[県庁] B --- D[市町村]</pre>	別表8 北上川上流（雫石川・中津川を含む）洪水予報の伝達系統図 <pre>graph TD A[岩手県河川国道事務所 流域治水課] -- 共同発表 --> B[盛岡地方気象台] A --- C[県庁] B --- D[市町村]</pre>								
54	別表8－2 北上川上流水防警報の伝達系統図 <pre>graph TD A[東北地方整備局 岩手河川国道事務所 調査第一課 019-624-3166] --> B[岩手県河川課] A --- C[県庁] B --- D[市町村]</pre>	別表8－2 北上川上流水防警報の伝達系統図 <pre>graph TD A[東北地方整備局 岩手河川国道事務所 流域治水課 019-624-3166] --> B[岩手県河川課] A --- C[県庁] B --- D[市町村]</pre>								
55	別表9 水位周知を行う河川及び区間、水位情報の発表を判断する水位観測所、水位到達情報の種類及び発表基準、並びに水位周知を行う基準水位〔略〕	別表9 水位周知を行う河川及び区間、水位情報の発表を判断する水位観測所、水位到達情報の種類及び発表基準、並びに水位周知を行う基準水位〔略〕								
56	別表9－2 岩崎川における水防警報及び水位到達情報の伝達系統図 <pre>graph TD A[盛岡広域振興局土木部] --> B[岩手県河川課] A --> C[東北地方整備局 (地域河川課)] A --> D[岩手県河川国道事務所 調査第一課] B --- E[県庁] C --- F[市町村] D --- G[市町村]</pre>	別表9－2 岩崎川における水防警報及び水位到達情報の伝達系統図 <pre>graph TD A[盛岡広域振興局土木部] --> B[岩手県河川課] A --> C[東北地方整備局 (地域河川課)] A --> D[岩手県河川国道事務所 流域治水課] B --- E[県庁] C --- F[市町村] D --- G[市町村]</pre>								

57	別表 10 雨量の観測箇所一覧表 〔略〕	別表 10 雨量の観測箇所一覧表 〔略〕																														
58	別表 11 水位の観測箇所一覧表 〔略〕	別表 11 水位の観測箇所一覧表 〔略〕																														
59	別表 11-2 水防団水位観測箇所 〔略〕	別表 11-2 水防団水位観測箇所 〔略〕																														
60	別表 11-3 河川監視防災システム観測箇所〔略〕	別表 11-3 河川監視防災システム観測箇所〔略〕																														
61	別表 11-4 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧表 <table border="1"> <tr> <th>河川</th><th>観測所名</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>岩崎川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>太田川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>芋沢川</td><td>矢次大橋</td><td>右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町<u>北郡山</u></td></tr> <tr> <td>大白沢川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	河川	観測所名	所在地	岩崎川	〔略〕	〔略〕	太田川	〔略〕	〔略〕	芋沢川	矢次大橋	右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町 <u>北郡山</u>	大白沢川	〔略〕	〔略〕	別表 11-4 危機管理型水位計による水位の観測箇所一覧表 <table border="1"> <tr> <th>河川</th><th>観測所名</th><th>所在地</th></tr> <tr> <td>岩崎川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>太田川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>芋沢川</td><td>矢次大橋</td><td>右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町<u>北矢幅</u></td></tr> <tr> <td>大白沢川</td><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	河川	観測所名	所在地	岩崎川	〔略〕	〔略〕	太田川	〔略〕	〔略〕	芋沢川	矢次大橋	右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町 <u>北矢幅</u>	大白沢川	〔略〕	〔略〕
河川	観測所名	所在地																														
岩崎川	〔略〕	〔略〕																														
太田川	〔略〕	〔略〕																														
芋沢川	矢次大橋	右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町 <u>北郡山</u>																														
大白沢川	〔略〕	〔略〕																														
河川	観測所名	所在地																														
岩崎川	〔略〕	〔略〕																														
太田川	〔略〕	〔略〕																														
芋沢川	矢次大橋	右岸 矢巾町又兵エ新田 左岸 矢巾町 <u>北矢幅</u>																														
大白沢川	〔略〕	〔略〕																														
62	別表 12 雨量、水位の通報要領 〔略〕	別表 12 雨量、水位の通報要領 〔略〕																														
64	別表 12-2 雨量、水位の公表要領 1 適用 〔略〕 2 公表の方法、手段、時間間隔 〔略〕 岩手県：岩手県河川情報ホームページ 〔略〕 国土交通省機関共通：国土交通省【川の防災情報】 http://www.river.go.jp (携) http://i.river.go.jp 岩手河川国道事務所：岩手河川国道事務所ホームページ http://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html (携) http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/ (「北上川情報」メニュー) (携) http://wwwsgml1.thr.mlit.go.jp/main.php (北上川流域水災害お知らせメール)	別表 12-2 雨量、水位の公表要領 1 適用 〔略〕 2 公表の方法、手段、時間間隔 〔略〕 岩手県：岩手県河川情報ホームページ 〔略〕 国土交通省機関共通：国土交通省【川の防災情報】 http://www.river.go.jp 〔削除〕 岩手河川国道事務所：岩手河川国道事務所ホームページ http://www2.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/kitakami/index.html (携) http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwate/ (「北上川情報」メニュー) 〔削除〕																														
66	別表 13 雨量、水位観測所の連絡系統図 <pre> graph TD A[東北地方整備局 岩手県河川国道事務所] B[盛岡地方気象台] C[岩手県水防本部] A <--> B A -.-> 専用回線 C C --> A C --> C </pre>	別表 13 雨量、水位観測所の連絡系統図 <pre> graph TD A[東北地方整備局 岩手県河川国道事務所 北上川ダム統合管理事務所] B[盛岡地方気象台] C[岩手県水防本部] A <--> B A -.-> 専用回線 C C --> A C --> C </pre>																														

68	別表 14 ダムの連絡系統図 〔略〕	別表 14 ダムの連絡系統図 〔略〕
70	別表 15 水防関係機関電話番号一覧表 〔略〕	別表 15 水防関係機関電話番号一覧表 〔略〕
72	別表 16 水防倉庫及び資機材一覧表 〔略〕	別表 16 水防倉庫及び資機材一覧表 〔略〕
73	別表 16-2 指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準 〔略〕	別表 16-2 指定水防管理団体の水防用器具資材備蓄基準 〔略〕
74	別表 17 水防信号 〔略〕	別表 17 水防信号 〔略〕
75	別表 18 水防標識 〔略〕	別表 18 水防標識 〔略〕
76	別表 19 身分証票 〔略〕	別表 19 身分証票 〔略〕
77	別表 20 公用負担権限委任証 〔略〕	別表 20 公用負担権限委任証 〔略〕
	別表 21 公用負担命令書 〔略〕	別表 21 公用負担命令書 〔略〕
78	別表 22 水防記録 〔略〕	別表 22 水防記録 〔略〕
修正理由	○ 気象情報の改善を踏まえた修正 ○ 洪水警報の基準見直しを踏まえた修正 ○ 組織改編に伴う修正 ○ 所要の修正	

参考資料 〔略〕